

報道関係者 各位

令和8年3月2日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 六本 佳代

(直通電話) 03-5403-2157

杉森学園不当労働行為再審査事件 (令和6年(不再)第12号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 山川 隆一）は、令和8年2月27日までに、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 誠実交渉を命じる救済の利益があるとした事案 ～

初審命令以降、団交は年に複数回継続的に実施されているものの、本件で組合が団交を申し入れた事項について誠実な団交が尽くされたとか、労使間の歪みが既に是正されたとは認められないから、誠実交渉を命じることによって労使関係の正常化を促し、再発防止を期する必要性はなお存する。

I 当事者

再審査申立人：学校法人杉森学園（福岡県柳川市、「法人」）

再審査被申立人：福岡県私立学校教職員組合連合（福岡市、「福岡私教連」）

同 杉森学園教職員組合（福岡県柳川市、「組合」）

II 事案の概要

- 本件は、①組合の団交申入れに対する法人の開催遅延や議題変更等、②団交における理事の威嚇・暴言の繰り返し、③組合を誹謗中傷する文書の法人による教職員への配布等が不当労働行為であるとして、福岡県労働委員会に救済申立てがあった事件である。
- 初審福岡県労働委員会は、上記①の一部、②及び③が不当労働行為に当たるとして、法人に、団交応諾、支配介入の禁止及び文書の掲示等を命じ、その余の申立てを棄却する旨の初審命令書を交付したところ、法人はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文要旨

(1) 初審命令主文第1項ないし第4項を次のとおり変更

ア 法人の再建計画に伴う組合員の賃金への影響等について組合から団交申入れがあった場合の誠実応諾

イ 組合の団結等に影響を及ぼす内容の文書を教職員に配布するなどの支配介入の禁止

ウ 福岡私教連及び組合への文書の交付及び掲示

(2) その余の本案再審査申立てを棄却

2 判断の要旨

(1) 団交申入れに対する対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか

令和4年12月ほかの団交申入れを受けた複数の団交における理事の発言は、組合側の言動を揶揄、挑発し、円滑な進行を妨害するもので、交渉を通じて合意形成を図り又は理解を得ようとする姿勢に欠けており、組合の団体交渉権を尊重していたとは認められない。令和5年3月ほかの団交申入れに対する議題の変更は、申入れに係る義務的団交事項を削除し「労働組合員の爆睡問題」を取り上げることでいわば出鼻をくじき、組合の申入事項に係る団交の意義を殊更に軽視するもので、実際の団交対応でも申入事項について十分な説明を行ったとは認められない。同年4月の団交申入れに対する法人の対応は、団交の開催を合理的な理由なく遅延させたといえる。

したがって、組合の団交申入れに対する法人の対応は、本件労使関係における交渉経過全体に照らして総合的に判断すれば、以上の点において、不誠実な団交として労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

(2) 団交における理事の言動は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか

団交における理事の言動は、上記(1)のとおり、組合の団体交渉権を尊重して誠意をもって団交に臨んだとは到底認められず、組合の運営・活動を妨害するものであり、少なくとも3回の団交で継続したことから組合弱体化意図も明らかであって、労組法第7条第3号の不当労働行為にも該当する。

(3) 教職員への文書の配布は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか

法人の文書は、組合が虚偽の情報を発信し、非常識な主張をしているとするなど、法人の教職員に組合に対する不信感を抱かせるものであり、労使関係が緊張している中で、理事長の名ですべての教職員に読まれることを想定した方法により配布されたものである。このような文書の配布は、組合員に対しては組合への不信や組合員でいることに不安を生じさせ、組合員でない教職員に対しては組合に加入することを躊躇させるおそれがあるものであり、配布時期等も考慮すると、組合の弱体化を意図したものであって、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

(4) 救済の利益があるか

初審命令以降、団交は年に複数回継続的に実施されているものの、本件で組合が申し入れた事項について誠実な団交が尽くされたとか、労使間の歪みが既に是正され労使関係の正常化が果たされたといった事情は認められないから、誠実交渉を命じることにより、労使関係の正常化を促し、再発防止を期する必要性はなお存する。

【参考】

初審救済申立日 令和5年2月22日外（福岡県労委令和5年(不)第1号）

初審命令交付日 令和6年3月18日

再審査申立日 令和6年3月28日